

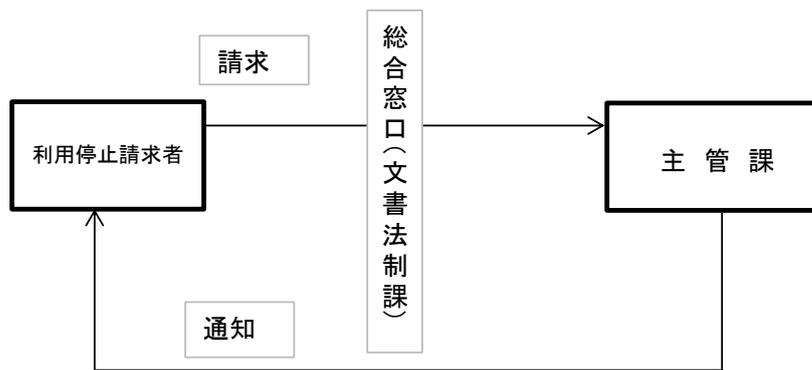
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 4

処 分 名	保有個人情報の利用停止の決定	
処 分 の 概 要	利用停止請求に対して保有個人情報の利用停止を決定する。	
根 拠 法 令 名	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)	
条 項	第101条第1項	
所 管 課	開示文書の主管課(制度の所管は文書法制課)	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		30日
標準処理期間	計	30日
判断基準	<p>利用停止請求に理由があると認めるときは利用停止。</p> <p>【根拠法令等】 個人情報の保護に関する法律 (利用停止請求に対する措置) 第101条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(保有個人情報の利用停止義務) 第100条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



請求があった日から30日以内に決定

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。